

令和6年第4回臨時会

鋸南町議会会議録

令和6年5月17日 開会

令和6年5月17日 閉会

鋸南町議会

令和6年第4回鋸南町議会臨時会議案一覧表

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 議案第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例の制定について) |
| 議案第3号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度鋸南町一般会計補正予算(第7号)について) |
| 議案第4号 | 鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第5号 | 鋸南町教育委員会教育長の任命について |
| 議案第6号 | 鋸南町教育委員会委員の任命について |
| 議案第7号 | 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 議案第8号 | 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について |

令和6年第4回鋸南町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
第1号（5月17日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
提案理由の説明	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
閉会の宣言	23

鋸南町告示第62号

令和6年第4回鋸南町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和6年5月14日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 期 日 令和6年5月17日（金） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例の制定について)
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について)
 - (4) 鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
 - (5) 鋸南町教育委員会教育長の任命について
 - (6) 鋸南町教育委員会委員の任命について
 - (7) 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - (8) 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和6年第4回鋸南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和6年5月17日（金） 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度鋸南町一般会計補正予算(第7号)について)
- 日程第7 議案第4号 鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 鋸南町教育委員会教育長の任命について
- 日程第9 議案第6号 鋸南町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第7号 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第8号 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

- | | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|-----|----|
| 1番 | 東 | 愛乃 | 議員 | 2番 | 篠宮 | 真樹 | 議員 |
| 3番 | 中村 | 基 | 議員 | 4番 | 柴本 | 健二 | 議員 |
| 5番 | 秋山 | 柳三 | 議員 | 6番 | 笹生 | あすか | 議員 |
| 7番 | 早川 | 正也 | 議員 | 8番 | 竹田 | 和明 | 議員 |
| 9番 | 大塚 | 昇 | 議員 | 10番 | 青木 | 悦子 | 議員 |
| 11番 | 緒方 | 猛 | 議員 | 12番 | 鈴木 | 辰也 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	副町長	内田	正司
教育	長	富永	安男	総務企画課長	石井	肇
税務住民課長	対馬	尚子	保健福祉課長	吉田	修一	
地域振興課長	重田	正行	教育課長	安田	隆博	
建設水道課長	齋藤	正樹	会計管理者	笹生	いつ子	
総務管理室長	今井	勝啓	監査委員	増田	光俊	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局	長	加藤	芳博	書記	曾田	敦子
-----	---	----	----	----	----	----

…………… 開 会・午前10時00分 ……………

[開会のベルが鳴る]

◎開会の宣言

○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、令和6年第4回鋸南町議会臨時会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木悦子）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、中村基議員、8番、竹田和明議員の両名を指名致します。

◎会期の決定

○議長（青木悦子）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る5月7日午前10時より議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 鈴木辰也委員長。はい、鈴木辰也委員長。

〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。それでは議長から報告の求めがありましたので、去る5月7日、午

前10時から開催した、議会運営委員会における令和6年第4回鋸南町議会臨時会の会期および日程等に係る審査の結果をご報告致します。

今臨時会の会期は、本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。議案については、町長提出議案8件でございます。このあと諸般の報告において、町長から今臨時会に提出された議案に対する提案理由の説明を求めたのち、議案第1号から議案第8号を上程し、説明、質疑、討論ののち採決をお願い致します。

以上、非常に簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果をご報告申し上げるとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

ただ今の議会運営委員長からの報告であります。今臨時会の会期は本日1日とし、議案第1号から議案第8号を上程し、説明、質疑、討論ののち採決を行うとのことであります。

お諮り致します。ただ今申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（青木悦子）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今臨時会に説明要員として、出席通知のありました者の職、氏名は別紙報告書により報告をしたとおりです。

本臨時会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可致します。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

◎提案理由の説明

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに令和6年第4回鋸南町議会臨時会をお願いを致しましたところ、議員各位には、公

私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げます。

本臨時会に、町長としてご提案申し上げます議案は、専決処分が3件、条例の一部改正が1件、人事案件が4件、合わせまして8件でございます。それぞれ概略を申し上げます。

議案の第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございますが、鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分でありまして、地方税法等の一部改正及び関係政省令の改正に伴う、鋸南町税条例の改正について、本年3月30日に、専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いをするものでございます。

議案の第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございますが、鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分でありまして、総務省令等の改正に伴う、鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、本年3月30日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いをするものでございます。

議案の第3号は、専決処分の承認を求めることについてでございますが、令和5年度鋸南町一般会計補正予算第7号の専決処分でございますが、繰越明許費の補正について、本年3月21日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いをするものでございます。

議案の第4号は、鋸南町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を、改正する条例の制定についてでございますが、番号法の一部改正に伴い、文言の追加など、所要の改正をお願いをするものでございます。

議案の第5号は、鋸南町教育委員会教育長の任命についてでございますが、本年5月23日をもって、現教育長の富永安男氏が任期満了となりますので、引き続き、同氏を教育長に任命いたしたく、議会のご同意をお願いをするものでございます。

議案の第6号は、鋸南町教育委員会委員の任命についてでございますが、本年5月の23日をもって、現委員の山野正人氏が任期満了となりますので、引き続き、同氏を委員に任命いたしたく、議会のご同意をお願いをするものでございます。

議案の第7号は、鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、本年5月の22日をもって、現委員の三浦庸一氏が任期満了となりますので、引き続き、同氏を委員に選任いたしたく、議会のご同意をお願いをするものでございます。

議案の第8号は、鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、本年6月5日をもって、現委員の戸倉茂氏が任期満了となりますので、引き続き、同氏を委員に選任いたしたく、議会のご同意をお願いをするものであります。

以上提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を致させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。よろしく申し上げます。

1点訂正をさせていただきたいと思いますが、鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の改正というような表現をさせていただきましたが、これは制定と言ったものですから、改正と修正をしていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（青木悦子）

以上で、諸般の報告を終了致します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第4、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。税務住民課長より議案の説明を求めます。税務住民課長。

〔税務住民課長 対馬尚子 登壇〕

○税務住民課長（対馬尚子）

議案第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明致します。

専決処分の承認をお願い致しますものは、鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び、関係政省令が主に本年3月30日に公布され、原則、4月1日から施行されることに伴い、鋸南町税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものでございます。

改正の主なもの、個人住民税は、能登半島地震による災害により被災した方の雑損控除を、令和6年度の個人町民税において適用とする特例の整備と、令和6年度の個人町民税の所得割税額から、一定額を税額控除する特別税額控除の規定を整備するものであります。固定資産税では、土地に係る課税標準額に関する負担軽減措置の見直しによる改正などであり、その他、法律等の改正に伴い、規定の整備、年度の更新等を行うものであります。それでは、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。なお、字句の整備、引用する法令等の整備等につきましては、一部説明を省略させていただきますので、ご了承いただきますようお願い致します。

1ページをお願い致します。第34条の7、個人住民税の寄附金税額控除は、公益信託に関する法律の公布に伴う、所得税の規定の見直しによる改正です。

第51条、町民税の減免は、2ページをお願い致します。災害時の町民税の減免を念頭に置き、被災された方の負担を配慮し、町長が減免することが必要であると認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

第56条、固定資産税の非課税の範囲は、直接教育の用に供する固定資産の非課税について、私立学校法の一部改正に伴い、引用条文の整備をするものです。

3 ページをお願い致します。第71条、固定資産税の減免は町民税の減免と同様に、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

第139条の3、特別土地保有税の減免は町民税の減免と同様に、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

4 ページをお願い致します。現行側になります附則の第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例は、公益信託に関する法律の公布に伴い、地方税法に定める規定が削除されたことからこれを削除するものです。

5 ページをお願い致します。6 ページにかけてまして、附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例措置を講ずるものです。雑損控除は、前年中に被災した者等の所有する資産について損害を受けた場合に、その前年の所得から損失の金額を控除する規定ですが、発災が1月1日であることから、令和5年分の損失金額として、雑損控除の適用とする規定です。

第1項では、自己の所有する資産について、第2項は、生計を同一にする親族の有する資産について、それぞれ規定をするものです。

6 ページをお願い致します。第3項は、特例の適用を受ける際の、個人住民税の申告書の記載方法を規定するものです。附則の第6条は、能登半島地震災害に係る、特定一般医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例を規定するものです。附則第7条の5は、令和6年度分、個人の町民税の特別税額控除について規定するもので、第1項では、前年の合計所得が1,805万円以下である所得割の納税者から、所得割税額が1万円を超えるときは1万円を、納税者に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合は、当該、控除対象配偶者等ひとりにつき1万円を加算した額の、定額減税を行う規定を新設するものです。

7 ページをお願い致します。第2項は、寄附金控除の特例や年金所得に係る仮徴収税額等の適用を受ける場合は、算定の根拠となる納税義務者の所得割の額を、特別税額控除前の所得割税額とする規定です。附則第7条の6、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例は、8ページから10ページにかけてまして、第1項は個人町民税の普通徴収の定額減税の方法について、各号で規定するもので、令和6年度分納税額の第1期分が減税額を超える場合は、第1期から控除し、控除しきれない場合は、第4期分まで順次控除をする規定です。

10 ページをお願い致します。附則第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例は、10ページから14ページにかけてまして、第1項では初めて特別徴収となる納税者の定額減税の方法について各号で規定するもので、普通徴収の第1期分から税額控除し、控除しきれない場合は第2期分、次に10月期の年金特別徴収分まで、順次控除をする規定です。

14 ページをお願い致します。第3項は、年金所得に係る特別徴収の納税者の定額減税の方法を各号で規定するもので、6月期、8月期の仮徴収分では減税せず、10月期の本徴収分から、順次控除をする規定です。

16 ページをお願い致します。附則第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除は、

納税者に、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度の個人町民税において1万円の定額減税を行う規定を新設するものです。

17ページをお願い致します。附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は法改正に伴い、条ずれを反映する規定です。附則第10条の2、固定資産税の課税標準の特例に関する規定は、第6項に一定のバイオマス発電設備について、その特例割合を7分の6とする規定を追加し、以下18ページの第16項まで改正に伴い引用する項番を整備する規定です。

18ページをお願い致します。附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告は、マンション管理組合の管理者等から申告がなされ、町長が一定の要件に該当すると認める場合、減額措置を適用することができる規定を新設するものです。

19ページから20ページにかけてましては、改正に伴い項ずれを反映するものです。20ページをお願い致します。附則第11条は、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義は、適用期間の年度更新をするものです。

21ページをお願い致します。附則第11条の2、令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例は、町の区域内で、地価に下落傾向がみられた場合、町長が、価格の修正を加えることができる規定について、令和8年度まで継続をするものです。附則第12条の宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例から、24ページ附則第15条の特別土地保有税の課税の特例まで法改正に伴い、固定資産税の現行の負担調整等を継続する規定です。

25ページをお願い致します。附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含めるなどの読み替え規定を追加するものです。

26ページをお願い致します。附則第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、その下、附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、分離課税分の個人住民税の所得割の額を含めるなどの読み替え規定を追加するものです。

27ページをお願い致します。第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、その下、附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、分離課税分の個人住民税の所得割の額を含めるなどの読み替え規定を追加するものです。

28ページをお願い致します。附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の特例、その下、第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、特例適用利子等に係る個人住民税の所得割の額を含めるなどの読み替え規定を追加するものです。

附則第1条の施行期日は、令和6年4月1日から施行するものですが、第1号は、令和6年能登

半島地震災害に係る雑損控除等の特例に係る改正については、公布の日から施行、第2号は、私立学校法改正に伴う改正につきましては、令和7年4月1日から施行、第3号は、公益信託制度の改正に伴う改正につきましては、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものです。

附則第2条と第3条につきましては、各税目に関する経過措置を規定するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、8番、竹田議員。何件ですか。

○8番（竹田和明）

1件です。

町民税に関して、色々な改正がされるという事なんですけれども、控除の額をですね、増やすとか減らすとか色々ありますけれども、全体としてですね、町民税がどの程度増減するのか、その辺の金額について、金額でも割合でもいいんですけども、分かればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（青木悦子）

税務住民課長。

○税務住民課長（対馬尚子）

ご質問の確認なんですけど、町民税でどのような影響があるかということによろしいですか。

ご質問にお答えします。あの、町民税の6年度分が確定しておりませんので、暫定ということでよろしいでしょうか。まず、定額減税の対象となる方、1人1万円ですけど、そちらが2,661人となります。今回は、失礼しました、額としましては、4,101万3,300円、こちらが一応、現在の暫定となっております。減額になる分につきましては、国庫補助が充当されると聞いております。

○議長（青木悦子）

よろしいですか。

はい、2回目。はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

すみません。確認ですけども、そうするとこの定額減税で、4,100万円の税収が減るということによろしいのでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、税務住民課長。

○税務住民課長（対馬尚子）

現在の試算では、あの、減税による影響が4, 101万円ということです。で、その財源が減る分については、特例交付金という形で充当されると説明を受けております。

○議長（青木悦子）

よろしいですか。

はい、3回目。はい、竹田議員。

○8番（竹田和明）

そうすると、特例交付金等その減税額の、その差し引きといいますか、最終的にその町民税の増減というのはどうなるのでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、税務住民課長。

○税務住民課長（対馬尚子）

はい、ちょっとご説明が上手くいかなくてすみません。特例交付金というのは、国の方から交付されるものなのですが、まずこの減税額とそれから説明の中では、まだ説明してないんですが、定額減税でしきれない方もいらっしゃるんです。で、その方たちは今回調整給付という形で、減税はもうできませんので、給付という形になります。で、その分と合わせて特例交付金が交付されてまいります。

○議長（青木悦子）

はい。他に質疑はありますか。

はい、では質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（青木悦子）

ないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第5、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。税務住民課長より議案の説明を求めます。税務住民課長。

[税務住民課長 対馬尚子 登壇]

○税務住民課長（対馬尚子）

議案第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明致します。

専決処分をお願い致しますものは、鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本年3月30日に公布され、4月1日に施行された総務省令等の一部改正により、鋸南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものでございます。改正の内容は、引用法令の改正に伴い、年度更新をするものであります。

それでは、新旧対照表により、ご説明致します。

課税免除の規定であります第2条中、適用期限について、令和8年3月31日まで2年間延長するものであります。引用法令では、令和9年3月31日まで、3年間延長するものですが、鋸南町過疎地域持続的発展計画の計画期間に合わせて2年間延長するものです。なお、本条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、8番竹田議員。

○8番（竹田和明）

この鋸南町過疎地域ということなんですけれども、鋸南町全体として過疎地域なんじゃないかなと思うんですが、この、特に過疎地域としている地域というのはどういう地域になるんでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、税務住民課長。

○税務住民課長（対馬尚子）

鋸南町の中でということですか。

○8番（竹田和明）

定義。

○税務住民課長（対馬尚子）

鋸南町、すみません。あの、鋸南町は全域が過疎地域に指定されております。

○議長（青木悦子）

よろしいですか。

他に質疑はございますか。

では、質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第6、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度鋸南町一般会計補正予算第7号ついてを議題と致します。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

○総務企画課長（石井肇）

議案第3号、専決処分の承認を求めることについてご説明を致します。

専決処分のご承認をお願い致しますのは、令和5年度鋸南町一般会計補正予算第7号についてでございます。

1ページをお願い致します。今補正予算は、第1条と致しまして、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

2ページをお願い致します。第1表、繰越明許費補正として、9款、教育費、5項、社会教育費、ふるさと偉人マンガ制作事業300万円については、年度内に完了することが見込まれないことから、翌年度へ繰り越ししたものであります。

去る3月21日に専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（青木悦子）

はい、討論がないようですので、終了致します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第7、議案第4号、鋸南町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。税務住民課長より議案の説明を求めます。税務住民課長。

〔税務住民課長 対馬尚子 登壇〕

○税務住民課長（対馬尚子）

議案第4号、鋸南町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が、本年4月12日に公布され、5月27日から施行されることに伴い、鋸南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例の改正をお願いするものであります。

改正の内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわ

ゆるマイナンバー法の改正により、法に定める別表第2が廃止されることに伴い、本条例において、マイナンバー法の法別表の第2を参照している箇所について、用語の定義等を規定するものです。

それでは、新旧対照表をお願い致します。

第2条では、法第19条第8号に規定する情報連携を行う事務を、特定個人番号利用事務に、情報連携を行う特定個人情報、利用特定個人情報に読み替え、用語の定義をそれぞれ追加するものです。

第4条、個人番号の利用範囲は、法別表第2を参照する条項を置き換えるものです。

本条例は、令和6年5月27日から施行するものであります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、6番笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

今説明いただきましたので、あの、マイナンバー法等の一部改正で、マイナンバーによる情報連携が可能な事務を規定する別表第2が削除されて、主務省令に移るとのことなんですが、なぜ法律の定めではなくて、省令に移す必要ができたのでしょうか。経緯について伺います。

○議長（青木悦子）

はい、税務住民課長。

○税務住民課長（対馬尚子）

ご質問の、法の別表第2が削除された経緯ということでお答えいたします。

まず今回のマイナンバー法の改正につきましては、マイナンバーの利用促進が目的とされております。以前では、マイナンバーを使って情報連携を行うには、マイナンバー法自体の法改正、又は町の方で独自利用ということで、条例化しないと使えなかったものなんですが、今回別表2を廃止して、それぞれ各省令において規定することで、迅速な情報連携の事務が始まるものでございます。

○議長（青木悦子）

はい、2回目。笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

経緯については理解したんですけども、迅速な連携ということで理解したんですけども、特定個人情報利用事務のうち、省令に移った別表第2以外のもので、新たに加わる事務はあるのでしょうか。

○議長（青木悦子）

税務住民課長。

○税務住民課長（対馬尚子）

はい。新たに加わる事務ということで、お答え致します。私どもの所掌している事務の中で、想定されるものは、結婚新生活支援事業、こちらが転入されてきた場合に、前住所地での所得の情報を知る為に、今までですと、所得証明を紙でもらってきていただいたんですが、今後、省令の方で定めることにより、マイナンバーを使って連携がとれることとなります。

○議長（青木悦子）

はい、3回目。よろしいですか。

他に質疑は。

8番、竹田議員。

○8番（竹田和明）

はい。このマイナンバーカードについてですね、利用者からみると、カードを発行したにもかかわらず、今その、所得証明ですか、という話がありましたけれども、何か、その利便性がですね、著しく向上したってというような実感があまりないんですが、あの、コンビニ等ですね、住民票であるとか、そういった帳票がとれるということについては、コストの問題で、当面見送られていると思うんですけども、今後、その利用促進に向けたですね、利用者からみたその利便性の向上というのが、どういう形で図られていく予定なのか、その辺の見通しについて質問したいと思います。

○議長（青木悦子）

税務住民課長。

○税務住民課長（対馬尚子）

マイナンバーカードの利用の拡大ということでお答え致します。現在、国の方で進めておりますものが、例えば、医師免許ですとか、美容師さんの国家資格の更新の際に、戸籍謄本ですとか、失礼しました、住民票ですとか、そういったものをつけているんですが、その際にマイナンバーを使って、添付書類を省略できるようになると、ことも予定されています。あと、あの、今回ですね、海外に転出する方についても、マイナンバーカードを発行するというような制度が始まる予定でございます。

○議長（青木悦子）

はい。8番、竹田議員。

○8番（竹田和明）

住民票が省略できるという話がありましたけれども、特に、あの、戸籍謄本ですね、わざわざ戸籍がある本籍地にですね、出向かないと取れないとか、郵送で依頼するにしても、時間が結構かかる訳なんですけど、そういった戸籍謄本の発行なんかを、コンビニ等ですね、手軽にできるようになるのはいつ頃なのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（青木悦子）

税務住民課長。

○税務住民課長（対馬尚子）

はい。あの、戸籍謄本のコンビニ等での発行ということですが、あの、今年の3月から戸籍謄本等につきましては、広域交付というものが始まっております。本籍地に出向かなくても、お住いの住所地から、あの、その市役所を通して、本籍地から戸籍を取り寄せるということが出来るようになっておりますので、コンビニ交付ではなく、コンビニに行かなくても、お住いの市役所の方で取れるという制度が始まっております。で、コンビニ交付につきましては、うちの町の方ではコスト的なものも考えておまして、導入の方はしておりませんが、住民票ですとか、印鑑証明もコンビニの交付をして欲しいという声は、時折聞きますので、今後、あの、基幹系のシステムについて、全国統一の標準化というものがありますので、そちらの方も加味しながら、あの、検討はしたいと思っております。

○議長（青木悦子）

よろしいですか。

他に質疑はありますか。

はい。では質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

はい。6番、笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

本条例改正は、マイナンバー法等の一部改正のうち、マイナンバーの利用、情報連携の規定の見直しに伴うものです。マイナンバー法については、改正により、情報の紐づけなど、マイナンバーの利用範囲の拡大、健康保険証との一体化、公金受取口座の登録促進、マイナンバーの情報連携の拡大など行われてきました。便利になる一方で、あの、特に、現行の健康保険証の廃止については、マイナ保険証の4月の利用率が、先日発表されましたが、過去最高といっても6.56%と低いままであるにも関わらず、12月2日からマイナンバーカードを持たない人は資格確認証を提供することとなります。任意であるはずのマイナンバーカードを、事実上、強制することになりかねず、個人情報の漏洩などの問題もあり、利用者や医療機関に更なる混乱を招くものと危惧されます。

マイナンバーで紐づけする情報に関する事務の範囲を広げることは、ビックデータの営利目的による使用や、国による国民の監視強化にも繋がると考えますので、この議案には反対します。

以上です。

○議長（青木悦子）

他に討論はございますか。

はい。では、討論がないようですので討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（青木悦子）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第8、議案第5号、鋸南町教育委員会教育長の任命についてを議題と致します。当該者がおられますので、富永安男教育長には、議事終了まで退席をお願い致します。

〔教育長 富永安男氏 退席〕

○議長（青木悦子）

それでは総務企画課長より、議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

○総務企画課長（石井肇）

議案第5号、鋸南町教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をお願い致します方は、住所、鋸南町下佐久間1735番地2、氏名、富永安男、生年月日、昭和28年7月10日。任期は、令和6年5月24日から令和9年5月23日までの3年間であります。

尚、参考資料と致しまして職歴をお手元に配布させていただきました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

○議長（青木悦子）

討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（青木悦子）

ここで暫時休憩を致します。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休憩・午前10時52分 ……………

〔教育長 富永安男氏 入場〕

…………… 再開・午前10時53分 ……………

○議長（青木悦子）

少々お待ち下さい。

休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいま同意されました富永安男教育長から挨拶をしたき旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。はい、富永教育長。

〔教育長 富永安男氏 登壇〕

○教育長（富永安男）

ただ今、教育長再任のご同意をいただきました富永安男と申します。今般は誠にありがとうございます。教育を取り巻く課題は沢山ある訳ですが、私は、白石町長の好リードの下に、鋸南の教育行政を力強く前に、全力で推進していく所存です。議員の皆様におかれましても、どうか一層のご支援とご指導ご鞭撻を賜りますよう、切にお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（青木悦子）

富永安男教育長には、今後とも鋸南町の教育行政発展のために、ご尽力いただきますようよろしくお願い致します。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第9、議案第6号、鋸南町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

○総務企画課長（石井肇）

議案第6号、鋸南町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意をお願い致

します方は、住所、鋸南町中佐久間946番地、氏名、山野正人、生年月日、昭和36年5月7日。任期は、令和6年5月24日から令和10年5月23日までの4年間であります。

尚、参考資料と致しまして職歴をお手元に配布させていただきました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（青木悦子）

ここで暫時休憩を致します。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休憩・午前10時57分 ……………

〔教育委員 山野正人氏 入場〕

…………… 再開・午前10時57分 ……………

○議長（青木悦子）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

山野正人氏におかれましては、教育委員になることが同意されましたので報告致します。

山野正人氏から挨拶をしたき旨の申し出がありましたので、これを許可致します。

〔教育委員 山野正人氏 登壇〕

○教育委員（山野正人）

皆さんこんにちは。山野正人と申します。平成22年に転任者の急逝により、そちらから教育委員を承っております。一生懸命やってきたつもりではありますが。真面目にやってきたつもりでもあ

ります。でも、それだけではすまない重責と思っております。3期を務めて参りましたが、慣れに溺れず、きちんと一生懸命努めて参りたいと思いますので、皆様のご指導ご鞭撻を承りながら、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（青木悦子）

山野教育委員には、今後とも鋸南町の教育行政発展のため、ご尽力いただきますよう、よろしくお願い致します。

〔教育委員 山野正人氏 退場〕

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第10、議案第7号、鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

○総務企画課長（石井肇）

議案第7号、鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、議会のご同意をお願い致します方は、住所、鋸南町上佐久間895番地、氏名、三浦庸一、生年月日、昭和29年1月26日。任期は、令和6年5月23日から令和9年5月22日までの3年間であります。

尚、参考資料と致しまして職歴をお手元に配布させていただきました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（青木悦子）

はい。質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（青木悦子）

討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第11、議案第8号、鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

○総務企画課長（石井肇）

議案第8号、鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、議会のご同意をお願い致します方は、住所、鋸南町保田44番地、氏名、戸倉茂、生年月日、昭和23年12月2日。任期は、令和6年6月6日から令和9年6月5日までの3年間であります。

尚、参考資料と致しまして職歴をお手元に配布させていただきました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎閉会の宣言

○議長（青木悦子）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了致しました。
よって令和6年第4回鋸南町議会臨時会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 1 時 0 4 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員